

役員退職金規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人上野学園の有給の理事（以下、役員という）が退任した時、その退職金を支給するについて必要な事項を定めるものとする。

(支給基準)

第2条 役員は、その退職金の額は、退任日におけるその者の報酬、俸給月額に在任期間を次により区分して当該各号に掲げる支給割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 1、 1年以上、10年以下の期間については1年につき100分の125
- 2、 11年以上、20年以下の期間については1年につき100分の150
- 3、 21年以上の期間については 1年につき100分の175

(退職金の加給)

第3条 特別の事由がある場合には、理事会の決議を経て前条に計算した退職金に加給したものを支給することが出来る。

(死亡役員退職金)

第4条 役員がその任期中に死亡した時は、その退職金は故人の意志を尊重した理事会の指定する遺族に支給するものとする。

(在任期間の計算)

第5条 在任期間の計算は、就任から退任までの年数とし、在任1年未満の端数月は1年として計算する。

(退任の定義)

第6条 本規則における退任とは、役員としての地位を離れたときとする。

- 2 役員が、任期満了後、又は任期途中で他の役員（有給の理事以外の役員）に就任する場合においても退任とする。

(解釈・運用)

第7条 この規則の解釈上、疑義が生じた場合は、理事会においてこれを決するものとする。

- 2 理事会が必要と認めた場合は、この規則の運用基準を定めることが出来る。

付 則

- 1 この規則は平成6年5月26日より施行する。ただし、この規則施行日現在、役員に就任した者の在任期間は通算する。
- 2 役員に就任した際、職員としての退職金の支給を受けていない場合は、本則第2条及び第3条による退職金算定額に職員退職金規程に基づく職員分退職金を加算するものとする。

役員退職金規則運用基準

- 1 この運用基準は、役員退職金規則（以下、規則という）第7条に基づき規則の運用基準について定めるものとする。
- 2 規則第2条の適用を受ける役員には職員退職金規程を適用しないものとする。

付 則

この基準は平成6年5月26日より施行する。